

報告第 2 2 号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成 2 4 年条例第 2 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等
- 2 放棄した債権の件数 1 9 件
- 3 放棄した債権の金額 4 7 7, 0 3 2 円
- 4 放棄した時期 令和 2 年 3 月 3 1 日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	15,810	平成 18 年 1 月 7 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 4 号（無 資 力）
2	18,870	平成 19 年 10 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
3	1,050	平成 20 年 7 月 3 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
4	118,255	平成 19 年 3 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
5	88,260	平成 19 年 4 月 13 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
6	96,646	平成 19 年 7 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
7	39,949	平成 19 年 8 月 7 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
8	310	平成 23 年 2 月 9 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
9	2,650	平成 23 年 2 月 16 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
10	3,540	平成 23 年 2 月 23 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
11	270	平成 23 年 2 月 23 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
12	71,232	平成 23 年 1 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
13	5,460	平成 23 年 2 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
14	1,420	平成 18 年 5 月 24 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
15	610	平成 18 年 6 月 20 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）

16	7,280	平成 18 年 6 月 20 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
17	1,420	平成 19 年 3 月 15 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
18	3,590	平成 19 年 8 月 22 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
19	410	平成 19 年 8 月 27 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）